

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部改正案の概要（虐待等の禁止について）

令和5年1月6日
沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課

1 経緯

- 保育施設において、不適切な保育が行われていたとされる事案が、全国的に相次いでいる。
- 児童福祉施設については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設運営基準」という。）第9条の2において、児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない旨が従うべき基準として規定されている。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についても、児童福祉施設と同様、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを明確にするため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の改正が行われることを踏まえ、条例について、所要の改正を行う必要がある。

2 告示改正の主な内容

- 児童福祉施設運営基準第9条の2の規定に準じ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない旨、本告示に規定を新設する。

3 検討の視点

沖縄県では、規則の改正にあたり、次の観点から検討を行うこととする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 告示の基準のとおり定めることは適当であるか。② 地域の実情に応じて告示の基準と異なる基準を定める特段の事情はないか。 |
|---|

上記の観点に基づき検討した結果、告示で改正された基準については、そのとおり県基準を改正する予定である。